



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 223号 2010.12.22 発行 社会政策研究所

=====

来年度の政府予算案作成の大詰めにあたり、新聞各社から社説が発表されています。これと、知的障害者の裁判の報道などを。【kobi】

社説：玄葉さんへ これでは無責任すぎる

朝日新聞 2010年12月22日

選挙に不利だからと、負担増の問題を避けて通る。そうしたやり方では、いつになっても財源を確保できず、国民生活に責任を負う政権政党とは言えないのではないか。

失望感を誘うほど、社会保障に関する菅政権と民主党の政策の迷走ぶりはひどい。このところ特に目立つのは、医療や介護の財源に関する先送りの姿勢である。

民主党が政権公約に掲げていた後期高齢者医療制度の廃止は、その典型例だ。新制度に移行するための法案の成立を先送りする方向で検討が進んでいる。新制度は小手先の対策にすぎないが、それすらも踏み切れない。

主な理由は、民主党内の反対である。厚生労働省がまとめた新制度案には、医療費の窓口負担を引き上げたり、保険料の軽減措置を縮小したりする内容が含まれている。これに対し、党内には、来春の統一地方選を心配して、反対の声が強い。

介護保険も同じような構図が見える。厚労省は、審議会が提案した利用者負担増の法案化をすべて先送りする方針だ。これも民主党内の反対を踏まえた動きで、やはり選挙を意識したためというのだから、驚くというよりもあきれ返ってしまう。

高齢者医療制度を放置し続ければ、暫定措置として実施している高齢者の負担軽減策もそのまま延長される。高齢者にとってはありがたいが、財政はますます悪化し、若い世代の負担が増えることになる。

介護保険では、保険料の上昇を抑えようとして、都道府県にある積立金の取り崩しのみで依存する方針だ。これも負担の先送りであり、恒久財源の確保とは言えない。

政府はさきに、税と社会保障の一体改革案を来年6月までに示す方針を閣議決定している。その基本姿勢はよいとしても、当面の負担増に反対したり、先送りを正当化したりする言い訳に一体改革を使うのでは、本末転倒もはなはだしい。

医療や介護を支えるのは、保険料と自己負担、そして税金しかない。前の二つを増やせないから公費投入のかさ上げが必要だというのなら、増税の覚悟を国民に説明して回るのが政府と与党の仕事のはずだ。

とりわけ重いのは、党の政調会長を兼ねる玄葉光一郎国家戦略相の責任だ。これ以上、選挙目当てで政策決定をゆがめないためには、ただちに党内で増税など財源の確保に向けた真摯（しんし）な議論を始めなければならない。

野党に協議を呼びかけるにも、まず政府・与党が案を示す必要がある。それすらもなく「国民の安心のため、利用料の引き上げを回避しました」などと説明するとしたら、財源なき政権公約の愚かな繰り返しでしかない。

社説「強い社会保障」は持続性を高めてこそ

日経新聞 2010年12月21日

2011年度の国の予算編成が大詰めを迎え、高齢者医療制度など当面の制度改革が佳境に入った。議論を振り返ると、民主党政権の社会保障政策は財源は取りやすいところから取る、高齢者らに痛みを感じさせないよう腐心する、の2点に重きがおかれ、制度の持続性を高める本筋の改革は二の次になっている。

菅直人首相は「強い経済、強い財政、強い社会保障」をめざすと繰り返してきた。このうち、強い社会保障の中身が医療や年金の給付水準を手厚くすることだけを意味するのなら、間違いである。

医療制度などに内包されている非効率をあぶり出し、高齢者らにも相応の負担を求めつつ、最後は消費税増税などで安定した財源を確保する。それによって制度の持続性を確立させるのを、強い社会保障の基本と位置づけ直す必要がある。

厚生労働省の高齢者医療制度改革会議（座長・岩村正彦東大教授）が報告をまとめた。菅政権が消費税改革を先送りした結果、給付水準が比較的高い大手企業などの健康保険組合を中心に負担を増やす案を盛りこんだ。「取りやすいところから取る」の典型である。

70歳代前半の人の約9割は、病院や診療所にかかったときの窓口負担が本来20%だ。今は赤字国債の発行などで財政資金をつぎ込み、10%に据え置いている。改革会議は5年かけ段階的に20%にするよう求めたが、民主党内には反対論が強い。「痛みを感じさせない」の一例である。

首相は早急に20%にする決断を下してしかるべきだ。深刻な病気にかかり、医療費が思いの外、かさむ場合は自己負担に上限を設ける特例があることなどを説明すれば、高齢者の理解も進むだろう。

75歳以上の後期高齢者医療制度の「廃止ありき」で始めた改革会議は迷走した。報告は形ばかりの廃止を繕う。厚労省は関連法の改正案づくりを始めるが、報告にどれほどの意味があるのかを再考してほしい。

厚生・国民年金の給付水準でも一時、政権内が混乱した。消費者物価の下落を反映すれば11年度は給付水準を0.3%程度、下げる決まりだ。首相は先週、減額の見送り検討を細川律夫厚労相らに指示した。

結局、細川氏が押し戻しルール通りの減額が決まった。もし給付を据え置いていれば国費で300億円、総額では1500億円、支出が増えた。その場かぎりの人気取りが年金制度の持続性を損なう。そうした当たり前の教訓を、首相は今回の混乱からくみ取らないといけない。

社説：社会保障改革 若年世代の支援も柱に(再掲)

毎日新聞 2010年12月20日

「福祉」といえばこの国ではもっぱら高齢者について考えることだった。社会保障給付費約105兆円の半分は年金が占める。医療が30%、介護が7%で、これから高齢化はますます進展するので医療費と介護費の膨張からは逃れようがない。

一方、支える側の現役世代は少子化のために人数が減り続けている。大学や高校を出ても就職できない若者の問題も深刻だ。若年世代の失業率は平均より2倍も高い。また、社会との関係を断ってひきこもる若者も推計70万人に及ぶ。ところが、これまで子育てや若者世代の社会保障はあまり顧みられたことがなく、公費支出は先進国では最低レベルだ。

政権公約を実質修正

老いてからの安心を得ようとして少ない福祉の財源を高齢者に集中してきたことが、社会を支える若年層の先細りを加速させ、ますます老いてからの福祉の弱体化を招いている。そうした悪循環を断つためには、安定した財源を確保した上でほころびが出ている年金・

医療・介護の手当てをしつつも、優先的に取り組む政策の軸足を子育てや若者支援に移すしかない。長期的な視点で抜本改革に着手すべきである。

菅政権が設置した「社会保障改革に関する有識者検討会」(座長、宮本太郎北海道大大学院教授)は当面の優先課題として、(1)子ども・子育て新システムの実現(2)新規学卒者と若年層のための就労支援体制の強化(3)与野党の国会議員や有識者で構成する「社会保障諮問会議」(仮称)の設置を盛り込んだ報告をまとめた。政府もこれを踏まえて社会保障改革の基本方針を閣議決定した。

累積赤字、財源不足は危機的な状況だ。消費税アップの道筋をつけるための付け焼き刃的な検討会報告ではあるが、その方針は大筋で評価できる。問題はどうかやって与党内および野党との合意を形成していくかの手順と手法である。

まず、政権交代を果たした昨年の衆院選時点の公約であるマニフェストとの整合性はどうするのか。子ども手当や保育所の待機児童解消はいいとしても、年金制度改革、後期高齢者医療制度の廃止、障害者自立支援法の廃止はマニフェストでの社会保障改革の目玉だったはずだ。

政権交代から1年以上がたつものの、年金制度改革については見るべきものがない。もともと細部の具体性に欠ける改革案だったが、「年金制度を一元化し、すべての人に月額7万円以上を給付する最低保障年金を創設し、その財源に消費税をあてる」というものだった。ところが、参院選のさなかに発表した年金改革7原則からは「月額7万円」「財源は全額税で」という項目がなくなった。さらに今回の有識者検討会報告では「年金制度一元化」という看板も消えた。基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1へと引き上げることすら四苦八苦している現状からすれば当然の帰結だろう。

後期高齢者医療制度に代わる新制度については、急ごしらえでまとめはしたものの高齢者の負担を現役世代につけ回ししたに過ぎず、抜本改革にはほど遠い内容だ。法案提出すら危ぶまれているのでは、何のために時間を費やしてきたのかわからない。有識者検討会報告では新制度についての記述は一切なく、「病院・病床の機能分化の徹底と集約化」「不必要な入院期間を減らし」「家庭医を多数養成」など自公政権時代に進められてきた医療改革を前面に出した記述が目立つ。

与野党で協議を

これらは民主党の社会保障政策の実質的な大転換にほかならないだろう。改革の基本方針を閣議決定した意味は重い。消費税アップを実現するには野党側の協力が必要で、そのためにはマニフェストの中で自公政権時代の政策を全否定した部分を修正しなければならないからだ。同報告では「社会保障を政争の具とせず、事実に基づいた客観的な議論をすすめることが大切である」とある。自公からすれば、政争の具としてきたのは民主党自身ではないかとの思いはあるだろう。しかし、年金改革や高齢者医療でここまで譲歩した以上、過去のいきさつや体面にこだわらず大局観に立って与野党協議に乗るべきではないか。

ただし、問題は野党の対応よりも民主党内にある。臨時国会の最終日に成立した障害者自立支援法改正案は、先の通常国会で与野党合意しており成立するはずだった。ところが菅政権が唐突に国会を閉会して廃案になった。臨時国会でも障害者団体から反対の声が起きると民主党内が揺らぎ、閉会間際までもめ続けた。民主党が与野党協議を呼びかけるのであれば、その前提として民主党内の合意形成の仕組みがまともに機能する必要がある。

社会保障改革は時間的に土壇場であることを各党は深刻に認識すべきだ。消費税を含む財源確保ができなければ基礎年金の国庫負担はもうまかなえない。12年4月には6年に1度の診療報酬・介護報酬の同時改定が行われる。高齢者医療と介護を立て直さなければ、ほころびではすまなくなる。子育てや若年世代の支援がこれ以上後回しにされると社会全体が地盤沈下していくことになる。

【主張】新高齢者医療制度 こんな案なら白紙に戻せ

産経新聞 2010年12月22日

厚生労働省の有識者会議が後期高齢者医療制度に代わる新制度の最終案をまとめた。

現行制度の廃止ありきで、「平成25年度から新制度スタート」という民主党の政権公約にとらわれたため、最終案では同年齢で保険料を払う人と払わない人が生じるなど新たな不公平が生じた。消費税増税を封印したため安定財源の道筋も見えない。

全国知事会や野党などの反対で法案成立のめども立っていない。高齢者が加入する制度がバラバラで、全体の負担の構図も把握できない。こんな案なら白紙に戻し、菅直人政権は現行制度の改善と充実にかじを切るべきだ。

75歳で一律区分した現行制度に批判が集まったことから、最終案は年齢の線引きをやめた。8割を国民健康保険（国保）に戻し、勤め続けている人や扶養家族は健康保険組合などに移す。

だが、国保は75歳以上を別勘定とし、高齢者保険料を1割相当とする現行制度と同様の仕組みにする。結局は年齢区分が残り、看板の掛け替えにすぎない。

子供が会社員の場合、その扶養家族になれば保険料を免除されるが、身寄りのない高齢者は保険料を支払わなければならない。これで国民の理解が得られるのか。

さらに問題なのが、負担の在り方だ。高齢者の保険料を急増させないようにその伸び率を現役世代を下回るよう調整する。収入の多い健保組合や共済組合ほど、支援金を多く拠出する仕組みが導入された。「取りやすいところから取る」との発想である。消費税引き上げによる安定財源の確保に目を背け、現役世代にツケを回すことは許されまい。

75歳以上は今後さらに増える。世代間の負担に著しい偏りがある制度では長続きしない。新制度案では低所得者を対象とした保険料軽減措置の縮小も盛り込まれたが、高齢者にも支払い能力に応じた負担を求める必要がある。

民主党から、統一地方選への影響を懸念して新制度案の利用者負担増を批判する声が相次いでいるのもおかしな話だ。そもそも現行制度の見直しは民主党が言い出した。無責任きわまりない。国民に負担への理解を求めることこそ、政権政党としての責務である。

国民が安心できる制度にするために、菅政権は政権公約にこだわってはならないだろう。

知的障害者の告訴能力認定 = わいせつ事件で審理差し戻し 福岡高裁支部

時事通信社 2010年12月21日

知的障害のある女性を車で連れ去りわいせつな行為をしたとして、強制わいせつなどの罪に問われた無職飯干広幸被告（61）の控訴審判決が21日、福岡高裁宮崎支部であった。榎本巧裁判長は、被害者女性に告訴能力がなく起訴は無効として、公訴を棄却した一審宮崎地裁延岡支部の判決を破棄し、審理を同地裁に差し戻した。

この事件は検察側が控訴。犯人の処罰を求める告訴の利害関係を理解できる告訴能力が、被害者にあるかが主な争点だった。

榎本裁判長は、被害者が被告の行為を供述し警察官に「許せない」と答えていたと指摘。告訴状に署名する際にも「刑務所、刑務所」と被告を罰するよう求めた点を挙げ、「被害者は被害感情を持ち、告訴の意味を理解して処罰を求める意思を示した」とした。

大阪地検特捜検事、捜査報告書の改変を指示「アリバイ削除を」

知的障害男性の公訴取り消し問題で

産経新聞 2010年12月22日

大阪地検堺支部が放火などの罪に問われた知的障害のある男性（29）の公訴を取り消した問題に絡み、公判担当だった地検特捜部の高宮英輔検事（38）が貝塚署に対し、捜査報告書から男性のアリバイ発言に関する部分の削除を指示していたことが21日、分か

った。地検は起訴を取り下げた11月の時点で問題を把握したが公表せず、この日発表した。押収資料改竄(かいざん)事件に続く「改竄」ととらえられかねない不祥事で、検察への打撃は必至だ。

高宮検事は21日付で、減給10分の1、3カ月の懲戒処分を受け、20日付で地検総務部に異動。府警は削除に応じた男性警部補(54)を所属長訓戒処分とした。地検は虚偽公文書作成容疑で高宮検事らを検査したが、不起訴処分(嫌疑なし)とした。

地検によると、捜査報告書は男性の言動を記録するため署側が1月11、12の両日に作成。4月になって高宮検事は、男性が事件当時のアリバイについて「自宅で寝ていた」と発言した - と記された部分を削るよう求め、署側が報告書を作り直した。

男性はアリバイ発言の直後に「嘘をついた」と撤回し、実際に自宅にいなかったことが判明したためだが、高宮検事は「公判で無用なトラブルや争点を作りたくない」などと署側に削除を指示したという。高宮検事は当時特捜部に所属し、堺支部へ応援に出ている。

地検によると、男性は捜査段階で容疑を認めたが、1月の起訴後に起訴内容を否認。地検は「自白の信用性を立証することは困難との結論に達した」として、異例の公訴取り消しをしていた。

大島忠郁次席検事は「公判活動の公正さに疑念を抱かせる指示で誠に遺憾」と話した。

施設長、知的障害のある女性に性的虐待

朝日新聞 2010年12月21日

9月に懲戒解雇

県は20日、県東部の社会福祉施設で昨年7月、当時施設長だった男性が知的障害がある女性に性的虐待を行っていたと発表した。施設長は行為を認め、今年9月に懲戒解雇された。県は同日、運営する社会福祉法人に改善命令を出し、再発防止策の報告を求めた。

県によると、昨年7月9日、60代の施設長が、施設に通っていた30代の女性を車に乗せて職業安定所を訪問。帰路、車内でキスを迫ったり首や胸などを触ったりした。女性が強く抵抗し、施設長は女性に謝罪した。ところが施設長は翌日、施設の相談室に女性を呼び出し、再び胸を触るなどしたという。

その後、施設長は女性側に謝罪したが、女性側は不信感を拭えず今年7月、県内の相談機関に相談し、事態が発覚した。学識者らでつくる「県運営適正化委員会」が調査し、9月17日、県に通知。県も28日に指導監査に入り、事実関係を確認した。

県は虐待が起きた理由として「施設内の苦情を処理する仕組みが活用されなかった」などと分析。法人と施設に対し、1カ月以内に再発防止策を提出するよう求めた。改善されない場合は業務停止や役員の解職などもあるという。

施設では知的障害者らが就労に向けた訓練などを行っている。法人は施設長を9月20日に停職処分にし、県が事実を確認した後の29日に懲戒解雇にした。県によると施設長は施設長職を約10年務めていたが、同様の事例は確認されていないという。(大久保直樹)

社説：親権停止 現場も変えなければ

毎日新聞 2010年12月22日

どうしてもっと早く親から子を引き離さなかったのか。悲惨な虐待死が起きるとそのような批判が必ず起きる。ただ、児童相談所などの現場職員にとっては、親権者の意思に反して子を保護したり、子を取り返そうとする親にどう対抗できるかは悩みの種でもある。子どもがけがや病気をしたときの治療や手術、療育手帳の取得、学校の入退学の際にも親権が厚い壁となる。

親権を喪失させることもできるが、虐待対策の最終目標は親子関係の再構築だと言われればためらう気持ちもわかる。実際、年間10件程度しか親権喪失の実績はない。

児童虐待防止策を検討していた法制審議会の専門部会は、虐待する親の親権を最長2年間停止できるとの要綱案をまとめた。(1)未成年後見人については複数後見や法人後見も認める(2)懲戒権に条件をつける、などの内容も盛り込まれている。来年の通常国会に民法など関連法案の改正案を提出する予定だ。

要綱案では親権喪失を「虐待または悪意の遺棄」「子の利益を著しく害する」場合に限定した。一方、親権停止は「子の利益を害するとき」として広くとらえ、柔軟に適用できるようにした。現在は親権制限を申し立てられるのは親族、検察官、児童相談所の所長だけだが、性的虐待の被害児などが迅速に救済されるよう子ども本人にも認める。

親権制限を柔軟に運用できるようにするのは重要だ。しかし、法律や制度を変えても、児童相談所の現場が変わらなければ十分な効果は期待できない。増加する一方の相談に対して職員不足のために深刻な相談に手が回らないのが現状だ。親権制限の是非を判断する家庭裁判所も人員不足で、現在でも十分に関与できていないと批判される。親権を停止されている間、親に代わって子の養育を担うのは児童養護施設などだが、劣悪な住環境や職員の配置基準の低さは以前から問題になっている。職員からの虐待が問題になったこともある。

親や家族の機能は弱まってきている現状を見れば、子の養育をめぐる権利や義務が親に独占されている現状を「社会」へと少し移すことの意味は大きい。親権の一時停止は虐待対策に画期的な転機をもたらす可能性もある。そのためには、親権を停止された親へのカウンセリングや指導についても家庭裁判所が関与するなどして実効性を高める必要がある。また、修復が難しいケースが多い現実を直視し、里親やファミリーホームなど子育ての代替機能を充実させなければならない。子の利益を最優先するためには未成年後見人の拡充が必要なのは言うまでもない。

クボタ：共生も育む農場 大阪で野菜栽培、障害者雇用を促進

毎日新聞 2010年12月21日

クボタは20日、障害者雇用促進のために法律に定められた特例子会社、クボタサンベジファームの「かなん農場」(大阪府富田林市)が完成したと発表した。土ではなく養分液で作物を育てる水耕栽培で、将来はスーパー向けの販売も検討する。

サンベジファームは、クボタが障害者雇用促進のため今年2月に設立した。従業員は12人。3月に農業生産法人の認可を受けて、同市内の遊休農地を借りて活用する。敷地面積は3500平方メートルで、そのうち2500平方メートルの敷地にビニールハウス1棟を建設し、レタスや水菜、サラダ菜、ハウレンソウなどを栽培する。出荷数量は年間56万株、来年1月末からクボタの社員食堂向けに順次出荷する。環境への負荷を軽減するため、太陽光発電パネルも設置した。15年度の黒字化を目指す。【南敦子】

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行